

## 平塚市介護保険運営協議会傍聴要領等について

## ① 平塚市介護保険運営協議会傍聴要領について

平塚市介護保険運営協議会をはじめとする附属機関の会議における傍聴の取扱いは、市民情報・相談課が定めている。この中に傍聴要領もあったことから、当該要領に基づいて運用してきたが、この要領はモデル規程に過ぎないため、新年度からは平塚市介護保険運営協議会傍聴要領を制定する。

【現 行】「(モデル規程の) 傍聴要領」

【新年度】「平塚市介護保険運営協議会傍聴要領」

※運用面は、基本的にはこれまでと同じ。

傍聴要領詳細については「資料 8-2」をご覧ください。

## ② 平塚市介護保険運営協議会規則の一部改正について

現在、平塚市介護保険運営協議会規則第 5 条に会議の公開・非公開の取扱いを定めている。しかしながら、規則よりも上位の規程となる条例（平塚市情報公開条例：市民情報・相談課所管）において会議の公開・非公開の取扱いを定めており、この規則の第 5 条は不要であることから、削る改正を行う。

（添付資料の改正字句は、例規審査を担当する部署（行政総務課）が審査中）

【現 行】平塚市介護保険運営協議会規則第 5 条の規定に基づき、原則公開とする。

例外的に非公開とすべき場合はその都度、会議に諮って決定する。

【新年度】案件ごとに平塚市情報公開条例第 3 1 条の規定に照らして公開・非公開決まる（会議に諮る必要がない）。ただし、第 3 号の規定により本来は公開すべき案件でも公正かつ円滑な議事運営が阻害されると認められる場合で会議で決定した場合は非公開となる。

詳細については「資料 8-3」、「資料 8-4」をご覧ください。

## 《参考》

○平塚市情報公開条例

平成 14 年 1 2 月 2 0 日 条例第 2 4 号

（会議の公開）

第 3 1 条 地方自治法第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関（以下「附属機関」という。）の会議は、公開するものとする。ただし、次に掲げるものは、この限りでない。

（1） 他の法令等に特別の定めがある場合

（2） 非公開情報に該当する事項を審議する場合

（3） 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、附属機関の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

## 平塚市介護保険運営協議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、平塚市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条第2項及び第3項の規定に基づき、平塚市介護保険運営協議会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この要領は、会議公開を定める平塚市情報公開条例(平成14年条例第24号)第31条の趣旨を最大限に実現するよう解釈・運用しなければならない。

(傍聴対象)

第2条 傍聴することができる議題は、平塚市情報公開条例第31条の規定に基づいて定める。

(傍聴席の区分)

第3条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の決定等)

第4条 一般席の傍聴者定員は、5人以内とし、会議の都度、会長が会議室の収容人員等を考慮して定める。

2 傍聴を希望する者は、会議開催の10分前までに事務局の受付を済ませるものとする。ただし、傍聴を希望する者が多いと見込まれるときは、受付終了時刻を変更することができる。

3 前項の規定により受け付けた傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴希望者全員に傍聴を認めるものとし、定員を超える場合は、抽選により傍聴人を決定する。

4 傍聴人は、公開する議題についてのみ、会場に入場することができるものとし、それ以外の議題は、事務局の職員が指定する方法で待機するものとする。

(傍聴席に入場することができない者)

第5条 次の者は、傍聴席に入場することができない。

(1) 決定した傍聴人以外の者

(2) 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、会場の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為をしてはならない。

(写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(秩序の維持)

第8条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

2 会長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、傍聴人が指

示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

(実施細目)

第9条 この要領に定めのない事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式

## 平塚市介護保険運営協議会傍聴希望者受付用紙

月 日(受付日)

住 所	氏 名	携帯電話番号等

※この用紙により収集した個人情報は、平塚市介護保険運営協議会の傍聴のために利用します。

事務局記入欄

受付番号		傍聴の可否	可 ・ 否
------	--	-------	-------------

## 傍聴を希望される方の遵守事項

- 1 傍聴の可否については、審議・検討する内容により、平塚市介護保険運営協議会の議題ごとに決定されます。傍聴することができる議題になりましたら、係員が連絡しますので、指定する場所で待機してください。
- 2 会場の都合上、傍聴席数を超える場合は、抽選になります。抽選の場合には、受付番号順に抽選を行います。
- 3 次に掲げる事項に該当する方は、会場への入場をお断りします。
  - (1) 危害を加えるおそれのある物を携帯している方（例：刃物）
  - (2) 氣勢を示すおそれのある物を携帯している方（例：ビラ、旗、プラカード）
  - (3) 威圧を与えるおそれのある物を携帯している方（例：鉢巻、腕章、ヘルメット）
  - (4) 騒音を出すおそれのある物を携帯している方（例：笛、ラッパ、太鼓、拡声器）
  - (5) 酒気を帯びていると認められる方
  - (6) 議事を妨げ、他人に迷惑を及ぼすなど会議の秩序を乱すおそれがあると認められる方
- 4 傍聴する方は、静粛にし、次に掲げる事項を守ってください。
  - (1) 拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
  - (2) 談話し、歌を歌い、大声で笑い、その他騒ぎ立てないこと。
  - (3) 写真・ビデオ等の撮影や録音をしないこと。ただし、事前に会長等の許可を得たときは、この限りでない。
  - (4) 飲食または喫煙をしないこと。ただし、水やお茶などペットボトルについて、事前に会長等の許可を得たときは、この限りでない。
  - (5) みだりに席を離れ、または不体裁な行為をしないこと。
  - (6) 携帯電話その他音を発する情報通信機器等の電源を切っておくこと。
  - (7) 会議の秩序を乱し、または議事の妨げになるような行為をしないこと。
  - (8) その他係員の指示する事項を守ること。
- 5 会長等（議長を含む。）は、傍聴する方が上記に定める事項に違反するときは正常な会議の進行を確保するためこれを制止し、その命令に従わないときは、必要に応じ、上記事項に反する傍聴人に退場を命じます。

## 平塚市介護保険運営協議会規則の一部改正に伴う新旧対照表

—— 改正部分

現 行	改 正 案	改正要旨
<p><u>(会議の公開)</u></p> <p><u>第5条 協議会の会議は、公開とする。ただし、会議の秩序の維持、その他会長が特に必要と認めるときは、協議会の議決により、公開しないことができる。</u></p> <p>(庶務)</p> <p><u>第6条</u> 省略</p> <p>(その他)</p> <p><u>第7条</u> 省略</p>	<p>(庶務)</p> <p><u>第5条</u> 省略</p> <p>(その他)</p> <p><u>第6条</u> 省略</p>	<p>会議の公開に係る事務の見直しに伴い、規定を整備する。</p>

○平塚市介護保険運営協議会規則

平成 12 年 3 月 31 日

規則第 39 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、平塚市介護保険条例(平成 12 年条例第 4 号)第 14 条第 7 項の規定に基づき、平塚市介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 協議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 協議会は、会長がこれを招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 4 条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第 5 条 協議会の会議は、公開とする。ただし、会議の秩序の維持、その他会長が特に必要と認めたときは、協議会の議決により、公開しないことができる。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、福祉部介護保険課において処理する。

(その他)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、平塚市介護保険運営協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 6 月 9 日規則第 30 号)

この規則は、平成 15 年 6 月 10 日から施行する。

附 則(平成 20 年 2 月 29 日規則第 3 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。